

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表」

2023年12月改訂（前回改訂2021年4月）

（下線部変更）

(新)	(旧)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条（現行どおり）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 未成年者口座の管理</b></p> <p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>1. ～4.（現行どおり）</p> <p>5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>17</u> 歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>17</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付するものとします。</p> <p><b>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）</b></p> <p>1. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 <u>16</u> 条から第 <u>18</u> 条、第 <u>20</u> 条および第 <u>26</u> 条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において <u>18</u> 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられるものとします。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において <u>18</u> 歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものとします。</p> <p><b>第4条（現行どおり）</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条（省略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 未成年者口座の管理</b></p> <p><b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b></p> <p>1. ～4.（省略）</p> <p>5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>19</u> 歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>19</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付するものとします。</p> <p><b>第3条（非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）</b></p> <p>1. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 <u>14</u> 条から第 <u>16</u> 条、第 <u>18</u> 条および第 <u>24</u> 条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において <u>20</u> 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられるものとします。</p> <p>2.（省略）</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において <u>20</u> 歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものとします。</p> <p><b>第4条（省略）</b></p>

(新)	(旧)
<p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③（現行どおり）</p> <p><b>第6条（現行どおり）</b></p> <p><b>第7条（課税未成年者口座等への移管）</b></p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p><b>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</b> （現行どおり）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第18条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈</p>	<p><b>第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>1.（省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③（省略）</p> <p><b>第6条（省略）</b></p> <p><b>第7条（課税未成年者口座等への移管）</b></p> <p>1.（省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2.（省略）</p> <p><b>第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</b> （省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈</p>

(新)	(旧)
<p>与をしないこと イ～ホ（現行どおり） ③（現行どおり）</p>	<p>与をしないこと イ～ホ（省略） ③（省略）</p>
<p>第9条～第11条（現行どおり）</p>	<p>第9条～第11条（省略）</p>
<p><b>第12条（継続管理勘定等への移管）</b></p>	<p><b>第12条（新設）</b></p>
<p>1. <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管するものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の場合において、お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管するものとします。</u></p>	<p>1. お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をするものとします。</p> <p>2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管するものとします。</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p><b>第13条（出国時の取扱い）</b></p>	<p><b>第12条（出国時の取扱い）</b></p>
<p>1. お客様が基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をするものとします。</p> <p>2. 当社が出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管するものとします。</p> <p>3. 当社が出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>1. お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をするものとします。</p> <p>2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管するものとします。</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p><b>第3章 課税未成年者口座の管理</b></p>	<p><b>第3章 課税未成年者口座の管理</b></p>
<p><b>第14条（課税未成年者口座の設定）</b></p>	<p><b>第13条（課税未成年者口座の設定）</b></p>
<p>課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座またはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられるものとします。</p>	<p>課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座もしくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられるものとします</p>
<p><b>第15条（課税管理勘定における処理）</b></p>	<p><b>第14条（課税管理勘定における処理）</b></p>

(新)	(旧)
<p>課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 16 条から第 18 条および第 20 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理するものとします。</p>	<p>課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条および第 19 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理するものとします。</p>
<p><b>第 16 条～第 17 条（現行どおり）</b></p>	<p><b>第 15 条～第 16 条（省略）</b></p>
<p><b>第 18 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</b> （現行どおり）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りま す。）または贈与をしないこと イ～ホ（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p>	<p><b>第 17 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</b> （省略）</p> <p>①（省略）</p> <p>② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限りま す。）または贈与をしないこと イ～ホ（省略）</p> <p>③（省略）</p>
<p><b>第 19 条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）</b> 第 17 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止するものとします。</p>	<p><b>第 18 条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）</b> 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止するものとします。</p>
<p><b>第 20 条（現行どおり）</b></p>	<p><b>第 19 条（省略）</b></p>
<p><b>第 21 条（出国時の取扱い）</b> お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 16 条および第 20 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p>	<p><b>第 20 条（出国時の取扱い）</b> お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 15 条および第 19 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p>
<p><b>第 4 章 口座への入出金</b></p>	<p><b>第 4 章 口座への入出金</b></p>
<p><b>第 22 条（現行どおり）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 代理人による取引の届出</b></p> <p><b>第 23 条（代理人による取引の届出）</b></p>	<p><b>第 21 条（省略）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 代理人による取引の届出</b></p> <p><b>第 22 条（代理人による取引の届出）</b></p>

(新)	(旧)
<p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<b>成年</b>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座にて取引を行っている場合において、お客様が<b>成年</b>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <b>20 歳</b>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座に<b>おい</b>て取引を行っている場合において、お客様が <b>20 歳</b>に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>
<p><b>第24条 (現行どおり)</b></p>	<p><b>第23条 (省略)</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 その他の通則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 その他の通則</b></p>
<p><b>第25条 (現行どおり)</b></p>	<p><b>第24条 (省略)</b></p>
<p><b>第26条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)</b></p>	<p><b>第25条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)</b></p>
<p>1. お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<b>第15条</b>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、課税口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>	<p>1. お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、<b>第14条</b>に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、課税口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2. (省略)</p>
<p><b>第27条 (現行どおり)</b></p>	<p><b>第26条 (省略)</b></p>
<p><b>第28条 (非課税口座のみなし開設)</b></p>	<p><b>第27条 (非課税口座のみなし開設)</b></p>
<p>1. <b>2024 年以後</b>の各年（その年1月1日においてお客様が <b>18 歳</b>である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設</p>	<p>1. <b>2017 年から 2028 年まで</b>の各年（その年1月1日においてお客様が <b>20 歳</b>である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課</p>

(新)	(旧)
<p>されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において <b>18</b> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において <b>20</b> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で <b>非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）</b> または特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p><b>第 29 条（本契約の解除）</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 <b>13</b> 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 <b>13</b> 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が <b>18</b> 歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が <b>18</b> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦（現行どおり）</p>	<p><b>第 28 条（本契約の解除）</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③（省 略）</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 <b>11</b> 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 <b>11</b> 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が <b>20</b> 歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が <b>20</b> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦（省 略）</p>
<p><b>第 30 条～第 31 条（現行どおり）</b></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>この約款は、<b>2023 年 12 月 1 日</b>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>第 29 条～第 30 条（省 略）</b></p> <p><b>附則</b></p> <p><u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p>この約款は、<b>2021 年 4 月 1 日</b>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>